

お知らせ

田村市内各地区秋季文化祭

【星の村文化まつり】

- 日時
 - ・10月28日(土) 午前9時～午後4時
 - ・29日(日) 午前9時～午後3時30分
- 会場
 - 天地人大学・滝根保健センター・針湯屋内ゲートボール場
- 内容
 - 各種団体等による作品展示、出店など
- ☎滝根町星の村文化まつり実行委員会 (事務局：滝根公民館 ☎78-2001)

【大越町文化祭】

- 田村民話まつり
- 日時
 - 10月14日(土) 午前10時～
- 会場
 - 大越公民館 大研修室
- ☎不要・無料
- 歴史講演会
- 日時
 - 10月21日(土) 午前10時～
- 会場
 - 大越公民館 大研修室
- 内容
 - 田村市の石造物
- ☎不要・無料
- 文化祭展示・発表
- 日時
 - ・10月28日(土) 午前9時30分～午後5時
 - ・29日(日) 午前9時～午後3時

- 会場
 - 大越行政局、大越公民館、大越ふるさと館ほか

- 内容
 - 作品・活動状況の展示、たんぼぼ食堂など
 - ・28日(土) 大越まちづくり協議会の秋穫祭、29日(日) 大越町商工祭・青空市場が同時開催されます。
 - ・21日(土)～27日(金)、大越行政局2階多目的ルームで作品の先行展示をします。

- ☎田村民話の会・大越地方史研究会・大越町文化祭実行委員会 (事務局：大越公民館 ☎79-2161)

【都路町文化祭】

- 日時
 - ・11月3日(金・祝) 午前9時～午後4時30分
 - ・4日(土) 午前9時～正午
- 会場
 - 古道体育館
- 内容
 - 書写・絵画展(児童・生徒)、一般作品展など

- ☎都路町文化祭実行委員会 (事務局：都路公民館 ☎75-2063)

【常葉町文化祭】

- 日時
 - ・10月28日(土) 午前9時30分～午後4時
 - ・29日(日) 午前9時30分～午後3時
- 会場
 - 常葉公民館・文化の館ときわ・常葉行政局駐車場
- 内容
 - 各種団体等による作品展示、出店、木工クラフト体験(28日のみ)、コンポスト配布など

- ☎常葉町文化祭実行委員会 (事務局：常葉公民館 ☎77-2013)

【船引地区文化祭】

- 日時
 - ・10月28日(土) 午前9時～午後5時
 - ・29日(日) 午前9時～午後3時
- 会場
 - 船引公民館、市文化センター
- 内容
 - 各種団体等による作品展示、ふれあいバザー・そばまつりなど

- 企画展「吉野ヨシ子・松本保忠作品展」

- 日時
 - 10月26日(木)～29日(日) 午前9時～午後5時(29日は午後3時)
- 会場
 - 市文化センター
- ☎船引町文化祭実行委員会 (事務局：船引公民館 ☎82-1133)

エゴマ搾油北部作業所 10月の稼働日

- 稼働日
 - 22日(日)
- 受付
 - 午前8時30分～11時30分
- 場所
 - 北部作業所(船引町新館)
- ☎産業部 農林課 ☎81-2511

暮らし

10月は食品ロス削減月間

食品ロスとは、食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことを言います。日本では令和3年度に、約523万トン(国民1人当たり：毎日お茶わん1杯分)という大量の食品が捨てられており、大きな社会問題となっています。田村市でも、令和3年度に約1,500トンの食品ロスが発生しています。食品ロスの削減をすることで、ごみの量が減り、家計の支出の削減にもつながります。「食べ残しゼロ」を目指して、食品ロス削減に取り組みましょう！

家庭でできる食品ロス削減！！

- 買い物するとき
 - 冷蔵庫の中身をチェックしてから食べきれ的分だけ買しましょう。
- 食材を保存するとき
 - 食材の整理整頓を心がけ、冷凍するなど食材が傷みにくい保存方法を検討しましょう。
- 調理するとき
 - 賞味・消費期限の近い食材を使用し、食べきれ的分だけ作りましょう。

- ☎市民部 環境課 ☎81-2272

海産物の電話勧誘にご注意ください！

海産物の電話勧誘で『「以前も購入していただいた。商品が売れず困っているため、支援してほしい」などと言われ購入したが、届いた商品は金額に見合わない物だった』という相談が増えています。トラブルに遭わないよう、次の点に注意しましょう。

- ・少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- ・事業者からの電話で契約をしたときは、クーリングオフができます。
- ・一方的に届いた商品は受け取らない、受け取ってしまったも代金を支払う必要はありません。
- ・困ったときは1人で悩まず、田村市消費生活センターへご相談ください。

- ☎田村市消費生活センター ☎61-5009 (平日午前9時～午後4時)

お知らせ

不正軽油排除へ

福島県は、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、不正軽油の排除に取り組んでいます。軽油に課税される軽油引取税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染の問題のほか、公正な市場競争の阻害につながります。不正軽油の情報提供は、福島県税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

- ☎福島県 総務部 税務課 ☎024-521-7205
- 福島県 県中地方振興局 県税部 ☎024-935-1264

メーター器交換にご協力ください

水道料金を算出するメーター器(市貸与)は、使用期限が定められているため、定期的に交換を行っています。交換作業は、市が委託する業者が無料で行います。交換時の立ち会いは不要です。作業後は「メーター交換のお知らせ」をポストなどに投函します。敷地内での作業となるため、ご迷惑おかけしますが、立ち入り等にご理解とご協力をお願いします。

- ☎上下水道局 上下水道課 ☎82-1527

浄化槽の維持管理を適切に行いましょう

浄化槽管理者は、浄化槽法により、維持管理に関して三つの義務が定められています。大切な水環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理を実施しましょう。

- ①保守点検を定期的に行いましょう
 - 機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給などを行います。
 - 福島県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託してください。
- ②清掃は毎年行いましょう
 - 浄化槽内は徐々に汚泥等がたまり、そのまま放置すると放流水とともに流れ出てしまうだけでなく、浄化槽の動きを悪化させてしまう原因になります。

暮らし

- ③法定検査を受けましょう
 - 保守点検および清掃等が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持管理されているかを確認する検査であり、使用開始から3カ月後に行う検査(7条検査)と、その後毎年1回定期的に行う法定検査(11条検査)の受検義務があります。
 - 10月1日は浄化槽の日です。浄化槽の日は、浄化槽に関する諸制度を整備した浄化槽法が、昭和60年10月1日に施行されたのを記念し、設けられました。

- ☎上下水道局 上下水道課 ☎82-1527
- 浄化槽検査委員会 郡山支所 ☎024-933-3840

募集

モニターツアー たむらを知る会

交通手段のない市内の外国人に市内をめぐってもらい、海外に情報発信してもらってバス事業を行います。安倍文殊菩薩堂、お人形様、旧大越娯楽場などを訪問する予定です。令和5年度福島県地域創生総合支援事業です。

- 日時
 - 11月19日(日) 午前9時～午後3時30分(予定)
- 場所
 - 集合：船引公民館ほか
 - ※集合場所は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

- 対象
 - 田村市国際交流協会会員 / 市在任の外国人 / 市民ボランティアガイド講座参加者
- 定員
 - 30人程度(先着順)
- 参加料
 - 2,000円程度予定(施設入場料・昼食代込)

- ☎・☎
 - 田村市国際交流協会事務局(産業部観光交流課内) ☎81-2136 FAX81-1210
 - E-mail kanko@city.tamura.lg.jp

消費税のインボイス制度説明会、登録申請相談会

- 日時
 - ・10月19日(木) 午前10時～正午
 - ・11月14日(火)

募集

- 午前10時～正午
- ・12月13日(水) 午前10時～正午

- 対象者
 - インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている方、消費税の仕組みから知りたい方

- 場所
 - 郡山税務署 別棟会議室(郡山市堂前町20-11)

- 定員
 - 各30人
- 予約方法
 - 郡山税務署法人課税第一部門へ開催日の前々日、午後5時までにお電話ください。

- ☎・☎
 - 郡山税務署 法人課税 第一部門 ☎024-932-2045

就活ワークショップ事業 「求職者カフェ」

- 【利用無料・予約不要】
- ★就職率50%以上★
- 応募書類作成や面接対策、証明写真撮影、ビジネスマナーやオンライン就活まで、ニーズに合わせた支援を行っています。

- 場所
 - 郡山市鶴見坦1-14-5 内藤ビル3F

- 利用時間
 - 平日午前10時～午後6時
 - ※祝日を除く
- 電話番号
 - 024-926-1229
- ☎ホームページ「働きたいネット」で検索
 - 福島広域雇用促進支援協議会 田村窓口(田村市役所 産業部商工課内) ☎61-5585 FAX:61-5586

機械でのエゴマ刈り取り希望者

エゴマ振興協議会は、地域特産物であるエゴマの振興を図るため、コンバインによる刈り取り作業受託を行っています。市内でエゴマを生産している方に限り、有料(10aあたり12,000円)で市が指定するオペレーターが作業(運搬・刈り取り)を行います。作業受託を希望する方は、事前に申し込みが必要です。また、刈り取り希望日が重なった場合は協議会会員を優先します。

- ☎・☎
 - エゴマ振興協議会(事務局：産業部農林課) ☎81-2511